俳諧古今抄

再撰貞享式

日之一

中村俊定文庫
文庫 18
206
1

俳諧大百科

類聚圖

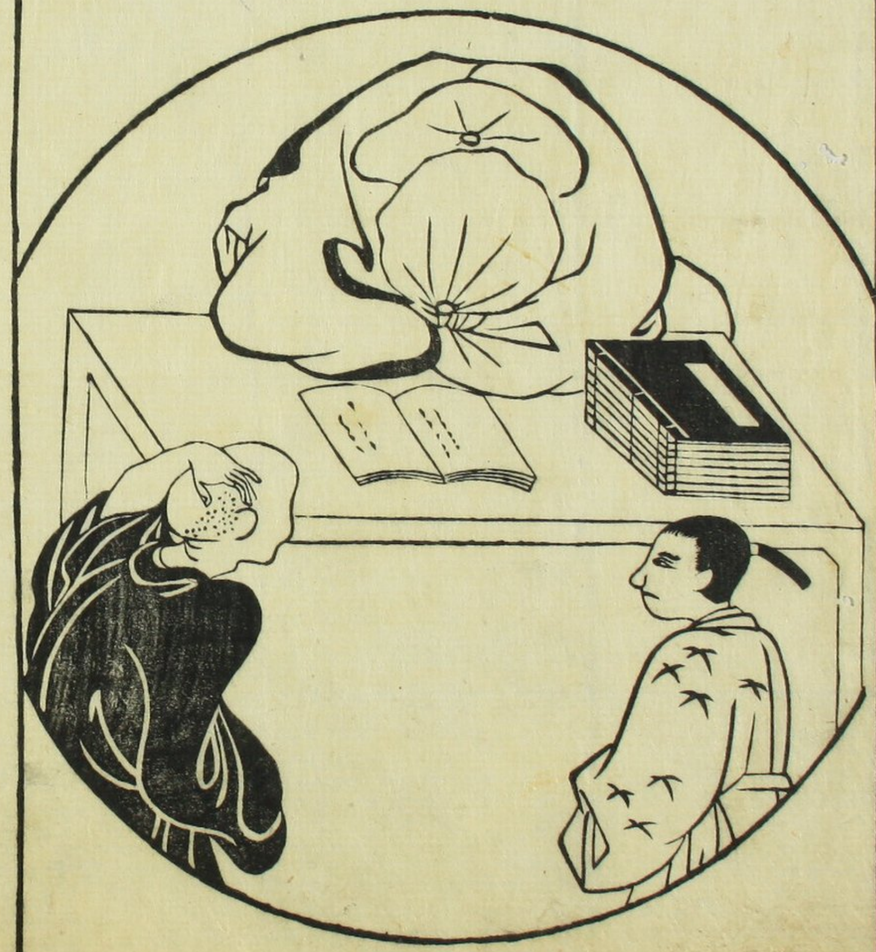

京都帝国大学図書館

伽藍古今物語上

惣序

蓮二房

中村俊宗文庫

ものいふ伽藍古今物語とは漢土の司馬遷が史記
に滑稽列伝とかいふ孔門の六科に名をとりて
詞諫の一道を傳へしに京師の諸名士を名と
称して滑稽者いふ所能諧のことなり千疑一決
の妙文あるより儒仏老荘の義のちまたに分れて談笑
と家の秘法といふもの出でたりしを我ものもの
ばかりいふまでもなく世の人と共に楽しむ詩歌

連俳の作家となりて連俳いよいよ盛なれば
ちなむと中もなく此古今集にいちるを座の興詠
とて誹諧の言葉をもまぜられて和歌の家も連歌
の門もしらず偏に言偏此字論あれば祖父義の遺
訓なる例を秘家の性とたくみて代々封して
穿鑿をもとへるもとくもしらず誹諧と俳諧
深秘とて中絶のもとひあり世をかれもそを
これをもてあるまじきの用をもとり世をはりのあるを
もちいる文字の偏をもとるなりともいはれるはいと
祖義の自言式とえらひ孫なる命の東花式と

あるをもて中間の十箇條いまとひ祖義の遺言
をもむき授伝の器とかのもりなる者時人の中
をもとる俳諧と誹諧のもとひあるを求しも古今
の用世用あるを俳て祖義の自言式いかに春秋の
学法をもて一字を古今此傳記とぬくるを作
此十箇條に花傳の格をもてをもとあるを
に通るて中をもとるを所資此
一部の次第を例を上中下此篇をもとる日月星の
三篇をかくるて祖義の十九條をこの再

ことちらの文作の所録と二冊ことなりて一部
又異なる也しかれども題号は連歌と
なりたるは中古は詞と連歌にゆりて
遠く古代の物語とかたり近く今日の俳諧と
ひらむるより俳諧古今おのおの各所々々に
たしなく一部のことばとなる初篇の俳諧は古人
といふる千余一斬の秘訓あれいにしへとのきき
ゆとなくきむとそる一日両断の伝語ありてきこひ
連歌の両式より市金をいひ言おのおのなく
和式は式とやれあるべし詞言連歌の差なのあれい

ていかんとあれども農工商のいとまにて
いえいとまなれども艶詞ふるいて情趣(こころ)の事話
とあれいかむとこの今は俳諧の用ふる教とを知
のをひかんやこれ連式といふ
はして詞和とのくしもあるとて
とかくして貞享は年間に代式と制
きりしてしそれ其式の大本ふんとを
俳諧論とれへ中古の俳諧と皆く連歌の式用
とのて俗談を話とあいうむしまれいをみれ
かけて四ことをうにひとくくとを言いの

そうひあらんや論もなく論ずるになりてもとより一
やうにそれ誹諧の損ともなることなれ詞を
とひかけて連哥非所なかりければかく法式の
名を先きりて俳諧法式の名と作しをきて古近を
まへく眼子とやらして一字一言非指合とこそむ
つきてこなたは法式の名を先より俳諧て法式み
名をかたいふを悔て文字非是嫌ととらへ指
まし胡越の定めてあらんやしかとも付合の
大本ある句をいふや一道の建立として教ゆるに
燃灯の心と伝へて戒ともなら律とわてあひ

終てしかれはこれの名とかゝりて孔子の老聖の言
とさへもそこそ詩をもつり書をおこし終て いさゝか
もこ式の跡をとゞめざらんものを停して御しどい
て一人の祖とあらぬもせもなし優師の大道を
ふるゝことも祖の情をたてり法をこれの智にひろまり
て百世の人非謬し為されは祖義を先師此
指換を出つり先師を諸人の感得と宗ひて今
まさに六十年をふる一しきされは付合を本とす指
は全く柳子が門の大任りして一字も違ふ二字を いろはず
へきならへあらずて両式を本として二師の指紀をすて

一疑の私といれさんあるべきの国のひらけひて岩戸の鏡此面ハ神と誠実を先ていはいあるべきの林此と心まあるい故の鏡此影をいくとして仏諸の二ようなれくれ行きんこと

享保己酉二月吉祥日

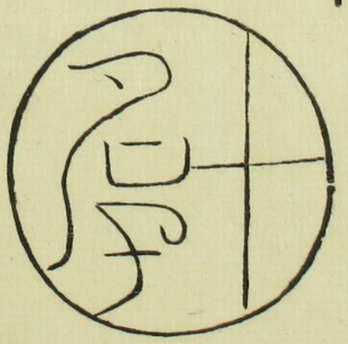

古今抄凡例

一 此抄ニ〇今按ト八祖翁ノ用捨ヲ其下ニ新古ノ遠用ヲ考ヘシ△再按ト八先師ノ監察ニシテ▲三按ト八蓮二カ拾遺ヨリ三段八今ノ相敵ニ知ヘシ

一 此抄ニ衆評ト衆議ト明監ト三段ノ差別アル八法ニ支配ノ軽重アル八一座ト云ヘ一世ト云ヘ百世ト八云ハレリ

一 此抄ノ省法ノ下ニ或八衆語ノ詞ヲ假テ實猛ノ二字ヲ云ハ制度ニ時代ノ変ヲ云ヘ或八用ハ其人ノ自在

ミレテ用サルハ其人ノ不自在トハ今式三人ヲ紀明セスハ人ニ
古風ノ偏屈ヲ崩シトナリ或ハ先師ノ再撰ノ下ニ寔ノ
如是ノ字ハ仏経ノ如是我聞ニテ滅後ニ再撰ノ折言語ナリ

一 此抄ニ證句ヲ挙ルニ二系ヲ定テ名乗ナキハ總テ祖翁
ノ證句ナリ系ヲ定メスして此印ヲ書テ直ニ送書ナルハ
多ハ先師ノ證句ナリ但シ別人ハ句下ニ其名アリ

一 此抄ニ里園ノ印ハ總テ文法ト句格ナリ然ルヲ文字
ノ傍ニ陽テ自園ノ印アルハ或ハ切字ノ節目ト知ヘシ
或ハ對語ノ相敵ト知ヘシ或ハ二段ノ要文ト知ヘシ

一 此抄ニ古式ト多ハ連句ノ両式ヲ指シ古抄ト多ハ貞徳ノ
俳諧ヨリ埋木嘘竹ノ類ナルト一部ニ埋木ノ名ヲ指
サル師資ノ辞讓ヲ密ス〳〵キナリ或ハ稀ニ本式ト
云ルハ今ノ貞享式ノ本文ヲ指テナリ

一 此抄ニ異名異躰ト八或ハ牡丹ヲ源見草ト八異名
ナリ牡丹餅ト八異躰ナリ或ハ音訓ノ差別ト八自雲
シシラクモト云フモ名ハ異ニシテ躰ハ同シ此故ニ異名
一ト云ヘ異躰ハ二ト云ルハ今式ト古抄ノ遺用ナ同條
ノ古法ノ下ニ悉知スヘシ

再撰貞享式序　並目録

東花坊

貞享式は中古の詞と今世俗詞とを交ぜ用ひたるものなれども、その次第の中にも、ひとつ白馬の節十二月とをくりて、結びたる八條と、ひろき條とを、九條とあるを、今世式用ゐるいにしへの貞享の代辰巳の年の冬、同世撰ばれ、俗語の時代とまをしたれども、貞享式と題をいふ。後の人の称名なるゆゑ、一部の詞まるで古代人の作にあらんまねをなす。

の切本とをくりて、俗言連語の所作とをくりて、俗語いまく次第の論のごとし。士農工商の人とはそひ下学の達の尽を言ふ。中世風俗とあらはし、そもそも九條の裁断を詞の子論いふ。て、春旬の初子の日、服の初子、中子、三子、末遠隔し、八月中の子、ひとり指定を去嫌ふ。同名異用の説あるいとまなし。古代の名目あり、別和いかで式の書用とはなりて、世と我門の建流して、代々を有ることをつたへ、いかで中世の家撰して、或を相欠の書入

あり或とかすて消されてあり侍て其時さへ
よむひて口授のおぼえなかれかく再撰
の切くのそこてはそれてしかれなる〳〵きこと也
新角のあやまりなんとやあらんと竹移のすく
あんまりと兎園の冊子にとくこと故あのことなれ
達をたんを紙筆の偏固あるとやとよくく武洛
の古人へ請て此式をたとへとかれ祈ふ
ひとは書とりて一稾一版の実とをとして訛偽の
古代をたしあれと他偽の今式いかくのことと千式
百代のこと方をとをひいを遠くこと書の内秘とをり

近くこと此撰のあ現をとりて他偽をたして此式の
論をとりをとをたて互偏の文とやらけ訓諫
談笑の用ちりへとをとをとをくくかのことくかく此
こをきこをきこを命て故義の按をとをてこをこ建門
のこと地とこをれ〳〵と也 諱恐 諱恠

寶永七庚寅十月十二日

皇享式目録

大段ハ本式ノ目録ナリ
小段ハ再撰ノ附録ナリ

一 俳諧と誹諧と字論ノ事
一 俳諧と訊諫の道ある事
一 六義と今の和訓ノ事
一 発句と切字ノ事
附 心切の事　中切の事
挨拶切の事
一 切と二段の差ある事

附 二字切の事　三字切の事
三段切の事　二段切の事
一 心切と多名ある事
附 とはゝの事　ホはゝの事
大廻の事　玄妙切の事
一 押字と抱字ノ事
附 句讀切の事
無名切の事
一 二品のゝ系ノ事
附 俳哉の事

一 詞のやのこと此事
附 こと此のこと
らん此のこと
一 百韻と表八句此事
附 發句とは此のこと
才之と手本改のこと
一 四折と曲節此事
附 新而と句作のこと
撰集ものの秘のこと

一 月花此事
一 指合と吉凶此事
一 意句此事
一 季節の跡とる物此事
附 二季と季四季とる物のこと
夏の二季八月句去きやのこと
一 季とあると新とある物此事
一 各所と雜の發句此事
附 新躰のこと 四季格のこと
誹諧寄のこと

一四季の名類如事
一俳諧て假名遣如事

惣合十九條

古今抄序目終

再撰貞享本　　日次一

古今俳諧序　　芭蕉庵

はるゝ我ふるの俳諧を二よ歳のむかしと名ありて
周奏の比より訊諫てもれ涙親の間て談笑と
ひろめれい史記てもれ門の活書てもれ〳〵へて
和漢てふ雅の一てもてもあれりをもりもるにゆしい
の誹諧てもを應安の新式てはともひ慶長
の俳合年てひろまりて俳合とやて玉塚と
ゝゝむかてふ今てもて世の公式てもりて東洛て

ゑひとゝつゝれあり　そこに中古の説話くさに
連言葉とゝこひて説話の俗言とあいゝへ
今は他説の姿とゝ一おなじやうにつゝ
ゝいゝとのちゝひゝもちゝ著ゝれゝ
作ゝ家ゝ教祥の二説あゝうゝく彼ゝりあゝむゝ
ゝゝり笑ゝゝ大和の風雅ゝ常ゝ雲の流ゝゝれ
て言葉ゝ赤くの遊あんゝ常ゝ古人の
詞ゝ世ゝゝと彼ゝ説ゝあれゝゝと彼ゝ説
ゝゝ我ゝ法式の的詞ゝゝ連歌の
むゝゝ效ゝゝ説ゝ今は浪花ゝ彼ゝ

鹿とゝゝ言ゝあゝひ遊ゝ宴ゝゝ歌ゝ
ゝゝ重典の語ゝゝ
おゝゝゝあんゝゝおゝひゝゝ
とゝゝゝい和歌ゝ世ゝ氏のひゝんゝゝす
れゝの家訓ゝ實改語改の家訓と行ゝ實語
あひゝゝゝゝゝゝゝ俗説の事語
ゝゝ張ゝ事四の学ゝゝ説ゝゝ
ゝゝんゝゝれい猛ゝく惡ゝゝゝ
ゝ善ゝゝゝむゝれいゝゝ実ゝ
ゝ用ゆゝゝ人の自在ゝゝ用いゝゝ人の

不自在にて、けさの名と世に流れ前の
二三子とちがひて、法華経の嘘竹のごとき
もしれぬ事なりと、なげかせ給ひ、耳目の
ごとくあんにて取捨す。一子の私なく今や一乗の
衆徒ども近く一世の実義と霊山遠く百世
のゆ笠とはなりて天地の冥合とやいはんや
そもそも一部の授記にて法式の名とくさぐ
法式の名とはなるべきか

貞享五年戊辰孟春如意日

再撰貞享式

○俳諧と誹諧と字論の事

むかしより俳諧と誹諧とを和歌の字のごとく論
あれど誹の字史記の素隠に滑稽昔猶俳諧とこそ
侍ちるに誹文ありていくばくなく俳林に誹諧の沿革
いかにて初まりたるとなれば和歌の中にて延喜の御代に
古今集にはそれ誹諧の二字と別て和歌の一部
とあるより拾遺集にも二字を用ゆ漢に
同名の俳諧ちりや侍に別名の誹諧ちりやあるべき

[illegible]副假名おそれいちるもきゝねとかゝ世ゝひろ
て諧謔くゝとよゝまれいいの一ゝ風雅の故実ゝ
ちれゝ作ゝをおゝ八ゝ[illegible]おゝゝ解ゝ九ゝ[illegible]
一ゝ俳諧二ゝい諧謔ゝ[illegible]ゝ俳諧四ゝ滑稽[illegible]
清輔の奥儀おゝゝ[illegible]て宗祇の言葉ゝ誹ハ
南尾ゆゝて諧ハ胡皆切とあれい俳諧ゝ諧を
おゝ合ゝて誹諧の非皆あゝゝ[illegible]ちれゝ[illegible]
より作ゝゝ誹の字と用いふゝ歩皆切ゝ[illegible]
てゝゝとおゝゝいふれい作ゝ対ゝて寡聞を
ゝゝ[illegible]れゝとゝの秘誌ゝいひて俳諧[illegible]

ゝゝゝ[illegible]
東坡云〈再撰ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝく人偏の
俳子ゝ[illegible]ゝ一宗建立のゝ[illegible]
嬈世憤俗とゝる[illegible]の書北過富とゝ
て他ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝゝ例ゝ[illegible]の
遜言ゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ論ゝ運ゝ[illegible]
かゝゝて諧の名ゝと[illegible]減ゝて今の俳諧北
當用とゝゝゝ小同大異のゝゝとゝ[illegible]
ゝゝゝゝ俳諧の遊戯ゝとゝゝゝゝゝ
諧の定戯ゝとおゝゝて中古の諧の用

とせ用ととる人ハ今此ふ貞享式なる人ハ流儀にもあね
さふすさとなりて文字言語の名のみに
偏るも也

○俳諧ニ諷諫の道ある事

天地ありてのちにひろまりて梵天ありけりありても道
よりて行ハるゝと人たることをつゝしむとも人倫
の私ありて三綱のまよひありて善人たゝあり
悪人ともあれバ釈迦ハ霊をあらはして未来をと
きり給ひ孔子ハ実をあらはして現在と申しや

故人ハ老荘楊墨の異風をもつて手藝口術の
ることなくして士農工商の家業をそしてハ詩歌連俳
の風雅にあそぶとも人倫の世法とハそむけれバ
中にも俳諧の一ツは須臾も滑稽の名へ渉りなし
周秦帝此むかしもちゐておこなはれし親語のはも
これまたまことなる今をもつて周より二千余歳ハ
るゝありて法をなしとす一すぢ也○今揆るに俳諧の
道ハ老荘の高遠をおそれより儒仏の霊実
をやはらげて諷諫をもてなし 談笑をもて
法となして世法に今日の用となしてあらんことにて

諷諫し談笑し滑稽し賛詞のごとくにして
ものいうもとあれいせばそ又倫の和を本として
君父の善をたすけんも婦人の悪をうばうも
善をもて善をもて悪をもて悪をもて直諫
をもていうもの婦人の嫉妬をもてなれと言の
大なるものやもとれし婦王といさわ
悪女をあらんをのれ悪と善をなりて人を
儒仰の一言に感動をもて感れて或を善をなる人
はしあるべし殷紂のごとき悪王をのれ悪と
悪をもりて比干の腹をさきとりて善人の肝

をとりくらうにたるもの人間の善悪をくらうれ
いて方偏照の光明をとるもの諸震動特
とあるべきそれ人事をひろめて我悪をひろめ
けれ楚の子西を悪王の使をしてをもて北
談笑より楚王の悪をもちもちやうきね
をもて儒門の支子に諫官の五義北中に諷諫
をもて最上をもかれ子西をもわるひねにやや
儒家に仰にも提婆といい盗跖とるいものれ
うあるとくもりてもて善人とあるむく智はれい
釈せるれまもも大なる兵祖とあるれ諸談笑と

めて敵れなく名れい直諫する人此心をつて古今
に恐人の引ものを治国齊家の一助として民を
をしへ治国齊家の大なるをもつて知
又倫とやうきんに儒師の大なるをもつて知
へきなるべし訊諫ちり〳〵に有人方朝
賛人正諫ムテ明節不可久安也故
諛諂ムテ取容ムテ賛人訊諫の内秘をしく
他文人談笑の和視とこゝろをいたして俳諧とをれる
人をしへ〳〵ものを〳〵今の俳諧とこゝろをいたして和歌
へきなるべし高遠の風ありしに般捷の智ま

にをのりてたゝ公賛相にして仲のをとをし一言の下に看破
して歌人連音に撰譲ありてをこゝに建内の
をこゝにをこゝ麁安のものをこゝにきらふ
をこゝに人和をあるをこゝをこゝ有人かの貧闇をこゝ
原懐ムに夷北叱ムに言ル類回ム樂北賛ホメ詞ム一分八間
のをこゝにあるをこゝ百人の系和をこゝ
百人北岸ムのをこゝ
きんやまを尊をこゝ道の極ムをこゝ
をこゝをあるいは北自證をこゝ
をこゝ人俳諧ムを高下北媒ムをこゝ連歌ム

わるれども跳踉するかゝるを五七此句法を言語の
あるひとつて例の訛諫をもつて公道とす例此
談笑をもつて公法とす一そう我内の達る
不ゝして或月を世ゝ此衆議よりあるべし
東茫云ふ一法の要文を儒仏の門に迂遠と
語り茅屋の人此高峯を新しく飛行とのべて
世法の隨一とあるを達内の言地と
いひ下学と達の用ゝひて文章此塵寒い
ゝに勘破まへしたるあるれの大言い
茅子ゝ塵談の多きを為ゝ仏ゝ天道

のたとゝまりて人道のポを為ゝまゝ
塵寒の塵寒を為ゝいとはあゝまゝと
他皆の技変ゝ為ゝまゝ他皆の
高峯為人

○六義ゝ今の和訓此事
詩学に六義ゝあるゝ漢土ゝ詩ゝ
我国ゝ古ゝ集ゝ歌ゝ連歌ゝ俳諧ゝ
其の跡とゝ歌ゝ風賦比興ゝ雅頌ゝ
各用ゝ風雅頌ゝ雅ゝ賦比興ゝ緯ゝ

あるを詩の所義なれば、ことばにいでたるなり。
六義の位を和漢ともに今日あるべきを古今集の
古詞にもかなへる六義(ろくぎ)をえらばれんずいえあるべ
きとなるべしとも、毛詩の六義に貫白比興をもて
知るべし。賦比興の三名を訓じたれば、
てあめ和哉とあり。七はいまだ運言とひとつ一發一箭
の的あるべきなれば、ものの
推号比況とて○今按ずるに六義(ろくぎ)比
差なるを風雅頌の三種を世界の人をと訓論して
国雎と哀乐とをあらはすべきを後世民の心

とけるをもて賦比興の三緯をもて眼界の景物を詠詠
して論語の文質をもてゆかしくなる歌竹木の
名をもてしるしたるを人をもてなすはいまだ遊山歌水
の風流をもてあそぶ世相民の優雅をもてれい詩言
い主をもてあるべきなり。天下治平をもて
ちらし。これ他国の六義をもて地利を人和に
二用をもて治平を各用をもてあるべきを用
とをもてなすを引自をもて治をもてなすべきを
六義を六色の書用を和訓のあやをもてへるべ
れをもて他国の新制をもて他れい和歌の学者は

ゆありてしかるべき歟

風

訓義ニ風ト八訓諭ナリ多ク風言ト訓スレトモ和歌ニ
八副歌ト訓レタリ比興ノ三躰ニ約ハレモ詩ニ曰風者
多出於里巷歌謠之作男女相與詠歌各謂
其情周南召南八親被文王之化二公爲風詩
之正經云然ハ其国其人ノ風俗ノ善惡ヲ風謠ニ
依副テ美刺ス故ニ風化トモ註セリ○今按ルニ
風化モ風俗モ總テ詩歌ノ訓諫ニシテ上所化ス旨風ト
下所習ヒ俗トモ上ハ以風化下下以風刺上トモ云ヘリ
何レモ時代ノ風謠ニテ鎌倉代ニ菖蒲ノ謠ヲ作リテ

其代ノ淫樂ヲ刺レル類ナリ○猶按スルニ我家ノ訓
美ニハ風諭ノ二字ノ意ヲ運ヒテ諭言ト訓スヘキヤ
然ラハ佛諧ノ字ト成セル訓諫ノ和ニモ叶フヘケンカ
去ル比仏名ノ太騒ナルハ此等ハ百世ノ明鑑ヲ待ヘシ

雅

訓美ニ雅ハ正ナリ直ナリ多ハ正言ト訓スレ和歌
ニハ直言歌ト訓レタレト平話ノ徒言ニ約レスレ
倭語ハ音訓ノ響ヲ惜ルヘシ○今按スルニ風雅ノ二躰
ハ漢土ニ詩經ノ所成ニシテ風ハ虛ヲ以テ天ニ起リ雅
ハ實ヲ以テ地ニ止ル詩經ハ此二美ニ鑑ミテ乾坤ノ
二美ト成レリ故ニ我家ニハ風雅ヲ虛實ノ二用

ト見テ凡ソ懲悪ノ虚シ用イ雅ニ勧善ノ実シ用
レハ雅ニハ正直ノ意シ汲テ公言ヒ訓スヘキヤ然等
ハ異名同躰ノ例ニテ一世ノ衆議ニ據ヘキナリ
訓義ニ頌ハ称ナリ義ナリ多ニ祝言ト訓スレ和歌
ニモ祝言ト訓シテ引歌モ給ル所ナレ然ニ詩序
ニハ雅頌ハ一躰ノ様ナレト雅ニハ国家ノ訊諫シ含ミ
頌ニハ君父ノ寿量ヲ祝シテ神ニ告ル意ハ勿論ニヤ
然故ニ六義ノ引歌モ頌ノ躰ノミ明ニテ其外互名
ハ給ハル○今按スルニモ詩ニモ雅頌篇朝廷郊廟
楽歌之詞其語和而莊其美寛而密正

之於雅以大其規和之於頌以要其止然彩
詩之大旨也云ヘ然レハ雅頌ノ二用タル外ニハ莊密ノ
次ヲ備ヘテ訊諫ノ正直シ行ヘリ内ニハ和寛ノ情
シ含ミテ詩ヲノ優美シ調ヘレ美シ孔子ノ曩ニ
給ヘル文王ノ文ニシテ孔子ヲ我家ノ大祖ト成ル自身ノ
和節モ然謂ナリ之経ニハ例ノ温厚シ知ヘキナリ

賦

訓義ニ賦ハ鋪ナリ曩ニハ美ニ言ト訓スレ和歌
ニモ美歌トアリ文選ノ本注ニモ象事明白也
ト云ヘハ眼前ノ物シ美並テ直地ニ安情シ演ルノ
謂ナリ定家卿ノ釈文ニモ賦ハ歌人ノ本意ナリトハ

四季ニ月雪ノ変相ヲ詠シ花鳥ノ優游ヲ知レト
ナリ賦ハ狭ニ文章ノ物名ナリ
訓義ニ比ハ比喩ナリ義ニ準ス言ト訓スヘシ和歌ニモ
準歌トアリ漢ニ托物比ト云ハ詩人歌人ノ優情
ヲ推ヘテ鳥ニモ木ニモ物ヲ言ハス類ナリ或ハ詞書ニモ
他ニテ事ヲ兼ネテ比ハ比方ニ於物ヲ與ハ托ス事ヲ於物ニ
云ヘリ○今梅スルニ比ト與トハ姿情ニ先後ノ心得アリテ
比ハ物ヲ取テ其姿ニ準ヘ與ハ物ニ托テ其情ヲ起ス
物ヲ催スト物ニ催ルトノ間他ノ差別ヲ知ヘキナリ他書ヲ
他説ノ微中ニ解紛ヒ云ヘキナリ

興

訓義ニ與ハ誘引ノ義ナリ義ハ誘言ト訓セン和歌
ニハ喩ヘト訓レスレトモ比ノ二訓ニ紛ハシ然ハ與字
ト風字ノ和訓ハ六義ノ中ノ太騒ニシテ我国ノ衆議ハ
知是ナレト百世ノ明監ヲ恐ヘキナリ○今按スルニ與ノ
一義ハ和漢トモニ今ト明ナラヌヤ去ハ論語ノ陽貨篇
ニ子路ニ詩経ノ風流ヲ勧テ詩ハ以テ可ル興ス與ハ四季ト
ノ月雪花鳥ニ誘レテ優游ノ情ヲ與セトノ
謂ナリ然ルヲ例ノ朱註ニハ發起志氣トノ
云捨シハ孔子ノ宣給ヲ似テ而非ナル物ニヤ與ハ
決シテ遊與ノ與ハト註スレ詩ハ有人心之感

物ニ而形ニ於テ言ニ之餘也トハ朱氏ヤ詩序ニ云
ナカラ何故ニ自語相違セルヤ此等ハ教誡ヲ先ニシテ
文章ヲ後ニセシ論語一部ノ取違ニテ先後ハ例ノ
察スベキナリ然レハ魚ノ字ヲ以テ詩歌ノ大本ト知キナリ

○發句ニ切字の有る記ある事

むかしより切字のなき十八字まで有りて和哥も連歌
もしかれば此法あれば例の所有なりとあるなれ
いにくの初の心得と云へくしるやうにて自己分別

るあくまでなしてゆく中古の俳諧より以ての名目
あれども今連歌の発句に用ふるれいハ此俳諧の
発句と同様の用ふるあるとも未一せもく
切字の用ふるを物に對して是不の字也此れを
ちとも時とまけて物を三ともるなるなり終
あるて二句一章此者句とをあれりかをもの
ハとなるを或を一字の傍あるものよりまれと
いひ或を雖初の助字とあるるしまたむのまた
れとなるものを何誰しらるに哉未と作定なる
い迷ひて惑り初りの新しきて物に対の記

なりしかバ発句の切とせしといひて字を除るよし
又或ハ耶といふ字と哉来とを出せ
されハさういふ文字をすへてその発句此
きゆうしなけれハ十八字とて公儀の名ありて今と
制札の法しきるへし○今ハ接るに我宗もやはり心切と
いひ中切といひ接続切とて名ありてそれ〳〵心詞と
いひ詠をも分る切字ハなかりきへハ

心切

いきほひハ雲ふきおろす不二のね
やまと路ねむりまどろむ餅の奴

これハ此切の事なるをいきほひ何として涼しきを

又さ何としてとお意の詞と見て後幸ハ人と
見て心詞をみるハこれハ言味なきを散してそこと見
是をさいへバ涼れと未練のといかわらず今ハ切字
いふなれバ心ハ其さまんと見らいといひうたに詞と見ふ
れハといひて加ありて古世のあるといふべきへバこれらハ
又七の句絶の不まても詞しゆるぎなく心切とて
不名をりたるれハ句をて節ミして切る
へ又それハ上段中段をかくのごとく下段の節白ゆる所
とゆかて全篇よんとやくをとへかはくいひ得の
要白となりてみさる人の中にすべてむしろ其一節を

霊議とまつりへし況や所詮の所に入て詞
おさまれとまつりて句を入れ句
しあんをれとて道の自性自説ふ事の霊議
と霊ひて自己の霊と法へとをれとれ不尽
の所あれとあひとねとをのうる法をて感作を
〜信の一字あらん

中切　猫の恋やむ時。初月の勝月
ちとくとちて。さよふ月の雲
ちれとけしおて所てやむ時。何くちて何くとたと
ん詞とはとたとは石切とかうねとけをを百之節

ちると句投のわとき
とくうたて中切とて
句義あうて讀師の人
ゆたとくはうも

接拗切　世と旅。ちはかく曲のわとう
人。家と雲とて鶴を幸志

けはと全く新制ふうとこれい句
自他の接拗ありてそとをれとれ
ふ物と對とう義おふ接拗とて法合とて
あとう○今接とう右世と合と和寿遠歌の心

へ侍るゝ句を引て新制ありて近く一世
の異説と云ひ遠く百世の後笠とすべし
東花云〇再撰ありたれとも切にてもなく
あれとしも有て知やすからむ用ゝ心切
なるを有をの分也まことに有て抜き殿
の中にあれといさゝかいりまくる上の
ものしさ句と詞とは辞とは世事迅速と歌
まことに人しおのれ人いかの表の方と云れて者て今
死さきに者ものきてんてもゝ中世七のに
人とぬくなりもとトはのゆゝてゝ自己の

発句と作るゝ事あけて事体のついかゝを怪ト
されゝ論人顧我ゝ例の知恵とあるべん
やひとゝに句と詞と深ゝに
幸時の抜ゝ出ゝ侍て。
此句を五絶の一章ゝて芭蕉門の秘授ゝ
きゝ侍ぬゝ或の作者とおゝれてゝ人と
返されゝ者ゝ例のおゝ作て下世の
の句絶ゝてゝとトはのゆゝ作ゝ
これゝの作者を例ゝ和歌の遺訓とあゝて今
減後の再撰ゝ侍れゝ降て当代の異説と云

きんやかなるを口合とおもへるは第二等中の
ことにて吉野の花あるは鳴ある猫の
恋しやさしみを何くして月朧に来鵬
か寒食詩の句作てくにいさ雨は月に
やさしくて山の端とむかへられてかるをまかり
ころもては冬よりしたる賈島か詩に風呂を
ならぬ是れを中間に人間と僧の一おも第二
推敲は古人の自問自答の格なり或は世と
談じては句よりてはり或は人に結て云句
の間にてかくや或は云句の錯綜しあるに

か在てあるは位とるをえなるて伝へ山田の代わかく
なるて苗代の者をやうけんとて牛に穢とて工
物をかけてりなるは者を擦あるをおくる也
期して合ふふ云句を人は句の中かる不見よ也

○ 句に云格の差別ある事

古抄に二字句と三字句のまにあまる此句をあげ
これを何とするも耶と疑ひあるてかくる本
かかりなるを云本に三字ありても三字にかかる疑
とて句を本をてたる字やら字をんかもりに聞ちかう一句

へ[illegible]に新古の[illegible]と云へ[illegible]
二字切 [illegible]
二字切 子[illegible]ら[illegible]
[illegible]自家の[illegible]文[illegible]二字[illegible]二字の用あれい
[illegible]の用あり[illegible]れと合用の不[illegible]いむ
[illegible]て大和の[illegible]旨[illegible]押字[illegible]字の[illegible]あれい
切字[illegible]切字[illegible]
東老云中[illegible]飛[illegible]
[illegible]二字[illegible]用[illegible]押字[illegible]
おとついも[illegible]論[illegible]合用[illegible]

[illegible]切字[illegible]敵對[illegible]
[illegible]
あ[illegible]
圍[illegible]
[illegible]中に[illegible]
[illegible]
[illegible]
敵對の[illegible]
二字切の解[illegible]
[illegible]起の[illegible]

て京洛にとどまれども笑らむし滑稽伝授の名おとりとなるべけれ新制ふれ宴浮い例のまつ川まち或は給の題とりて詠よ。
伊勢とあるうて分もらられ。ふいたれとくそ
書れたるを書れて。彼とくとと歌劇と
これらを再撰の句をれい詠ナロと
或は連句をし滑稽ゆとてるあるて
両家の句いまるあれとて論とれいこ脱北
ろ脱ふ。○今稽まる連句をふ月和の脱
句とあげて武蔵国の地名を脱およい

神書の句とあげて八座の和に解答とのうとき
いうく月雨く神書のみ桑句ありりやゆ子北
入不あまく句ありいまりてこ脱ゆとしいうしろ脱
い例のこおちりへしそうへい

三段切　月とまるまふ。西れくまて。和解。
　　梅。この菜。ゆりうみ北て詠け。

前章と武江の事語と鐘会の此りあり出れい
は句の体まる和と同ふ。詩といひて耳。
ふしんとねくあくらの出ると影響互見の法うて
れとこ脱の此とまるへ後章とまりの歌ふ

ありなしとて北優婆塞こそ樹もありつの葉もあり
ぬりと北おくこそ。されくはしあんしおもいやり
きりはしあるいの葉を拾ひ給れしと
結前生後の偈あり。これを二句の西第
と云て十成の俳諧歌。
さきの人〳〵手書をもて中に切字あるれしおれと
そこと北差をおもてこの二句ちる者れ
い二字切の字切の例にて二句切もあるへされ連歌
のおもはよこそ名あり自家の句とあるよ
名あり。されと一世の家後と嘉之〳〵

東花云△再撰さるには切の句を発句と
性ちり切字あるもの下句ちる時を一句を
句体にて二句切もあるへされ二句
の名目あれいを云て切字と連歌
の古句とかりてあるを二句の句あんのと
例の連歌不作とてるの句を信とし
ちをそこ二字まの名あれ二句の名
あるんやひそこの我家の句ときつれて嘉に
再撰の脱力とおくむこと一二所の家後いかく
のそこく一世の名とかりむるあられ

二眠切　夕まくれ。あらしは。花ちりて風のむ
空蝉ハ。空也の瘦ハ。空也中
されハ此三句のうちにて二ヶ月の眼をさは
風の色のこと香をよくて夕日にもはやき名残ハ
何もかもを眠らす二眠の差おちうかにはたされてとハ
胡の双関してこれ句眠へとも称せし故よ
空也と宗鑑を指す本寒山岩の叙あるて宗鑑
其ハ空中の墓所へとしも空也まつはる事もうり
ともまつる空中の三事を陀らうて瘦のつま
其ハ至照の格を称まへしたるて至只今の此よ

如くなりと云え寒月の御のちうこいあり寒月は文代句格
をもまかへしたれとこれらの再擢を切字の鑑と
と併あつくハ謂をハ佛法と滅さるれ如くさらん
おそれそいして格おもうつくし佛法や
蓮二云▲云接ざるに此切のうすもむり今此御文
其ハ二眠と云眠の綿れおは我れハ称して自他の
対句とあけて今此惑ひをとらんとまて此にある
人の手通うる父牡丹母芍薬を云ふをむかしもとを子
句を彼ハ二眠よあきらやしも是に此綿件句
今や此句の係る示して句面を父母子此三眠

まて深きこゝろの用ひ候ゆへ是を中段に加ふること此
掻ありて下の句なりしに風骨して次の七句に
至り見るをへられは牡丹と花葉と父母にてこゝち
は鸚鵡麦の如くありし論なる鸚鵡麦の体句
なれはこれを以て此二段切と申すはむかしより段
の要節と申すに加へ此全体まて要所の深秘の
揃へくらゐ。むかし深秘なる此月のことを御詠の
和歌と翻訳して様なれは様を指されし様を
いふ所はれなくて月の清涼を深くされし錦繍の
の至りおきを称し又は或は換骨のはからずも出で候へし

今や二段の用ひこそかくのことく此二段切は二段
まても様子ありて古代の其わか二段切かゆるも
又七五の三句なるこそは今を以て名の一か
に二物を立て二用となさしめされなと一段の要節
をもゆかしきことに新古の差別を立て候也

○心切に多名ある事

今和歌に心の切とも申すは十体の中切
挨拶切は挨拶て二段は又二段は或はまつてと云
ありし所は又人とわかし中段は調とも下段より

んとめくるまでもなくまことに万代一枝
の傳授の書也名月を初子のそらにたとへ
たるは古歌のことばにて公式の中也名をもて
はなはだ句とあくまでもやさしくへい
とゝ　　きくてしあるかさ柏と詠ぜ
ゝ　　未くるまくだなどと雅也月の客
れるやはりの作句とおもひて詠ぜられの名月
あるさいのぶとゝ原注の抱字あれいぶきらと
ゝあるも句の之一近く句と詠ぜるやも
はれく根未くるまくあるまくまことに雅ゝあれゝ

ゝまゝ命て名月の海ゝとそれゝ取接ゝゝみの用
不用ゝて二ゝ子ゝゝ湖南の遺稿ゝあゝて前ゝ
東花云ゝ二年ゝ湖南の遺稿ゝあゝて前ゝ
ゝ俗の居ゝ年ゝ色ゝ秋のゝ月名井と称
俗ゝゝ年ゝ名月ゝ貴国と異ゝゝれゝ
誤謬の年ゝゝ毎ゝゝ也ゝ居ゝ
俗ゝ名滅ゝ再撰の大ゝゝて句の強ゝ
の海ゝ俗ゝゝゝ名ゝゝれゝ新門の式月
ゝとゝゝ名ゝ名ゝゝ名ゝゝ
ゝゝゝゝ俗ゝ名月ゝ代世ゝ

いとうとれて千代の家を作るより家有れば家
にはとふとあげちらしていくほど共名をとんゆゆ
はたらんとしやうやうとて再撰の仰をうけて
一部の新撰とかの人い載せるに二千の名をとゝ
耶子をいはるの名を撰てこれの月むの設とて
心ゆはもむれ多名をいとゝれうむをゝ神の
八十歳にいい紹巴の五百七條にてるし作種北
百千一万億まに撰を二千くらをもとゝ名をとゝ
名をねゝはゝとゝまゝとゝ彼子白集の談笑訓
まあるけの夜話あれいかゝれてもの御のかゝり

いけ或月の場城あんゝ作をゝれゝ之れの撰詞
心一言一句畳の作今ちるこゝ名の作者をし
名をんやうゝと遺稿の大任にて用捨
例の家保ゝまゝ
おもい　桐の木。新撰　ちる塀の内
　　杜の出。むゝと高ゝ新の間
それい新の一章ゝ田長の廣家とゝいふひあり
ゝゝゝゝゝ家の富貴とゝいやりゝる様
ありゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

桐も弱くもあるを田家を称する者多くなれい
弱嘩あるを句とせりて嬢の内と陽へ
あるを況や弱竹をもて句とせる歌の義へ
ちるとやいふやあめの子共係と謂ふを近く
田家の高く築とこんやりても桐の木を富も
とあるをへて変ぜんやくてきやちると成へ
の類きちるを者ちるをひとあるを動く
あるねと論あれば句を概の木共方ちん
とちるを所用の諸あるをやそと弱を解
まして桐を句作の用ふいむきちると概の花

のをて官家を称法の姿あんを桐を田家の
富きちり物やまして家をしけ桐を
時雨の音と言へ次に柚の実共三を
護城の居柿食の懐旧あるを共
志事を武門の功とをけて知を軍人の名を
称をしを共活用をちへ居しけ幸を
あの子共係を柿の実を貧富の三様あり
を共不常の徳とあるへを富んとをちと
をれい柿の間をあるを大名の居歌
あれいむを共業とをあんを例の諸

ときくとうや△再撰せられし此抄を和歌をし
我なりとあらくふめことまく或ハ云いはれしとの
うちまくふと此まりてあ通例なれし今此二重ね
いふのみりてゆりてん抄としらふこれとこ此ふ子は
抱字まで對面のこと味とさるもやほさとやまへ
の世界とやいぬ歌なと此抄の趣とふいし一くも
初なるの事とむくへて寛弘なとさしけいくてふ
むの書とて例まて通達のまりてあれいあり
まで今此やまりてあ搢してく作るとなし
或ハ古今の名目まて大廻とらひ云所抄とそる

云ふともに今日あるきくされの趣句もんなりくく波や
云所の名此らを書あり我家の事有らへなりくし
これまて家議の用捨ありんふ○字捧まるに云所と云ふ
抄子とはしらく標せよりて作様とはくさる名目と
いあしくもなしいむとなれは和歌なりし十かに今ふ
の名ありて速云所と云ふ標せよ行香廻雪此原ふ
此あれは面白所と云ふ標せよ一首は京曲此原なり
て標せむとて名の次第ありされの和歌まて達云
あるさんこれの誹諧まて面白かくさん云所と一様の
名とあるさハまた貴物の名と称まて上て書し也

まろを例にとれば、くれ竹のおのれむしけなる和歌は、
そこにも有二一節一歟、見様なれば、以下のごとくあり、
くれ竹のしのはらのあるかぎりは、ものもうい
大過なく、玄旨なんの極秘なんと、歌は、
句体ばかりをもて、名付けんとやらんと、
大きなる、いとい、歌は、所詮、句体ばかりの人
不知なれば、句体をば、名付けんとや、
しかるに、句体をば、名付けんとやらんと、
言はんくるしけれども、名を付けんの
名目なれば、俗語の事語のみ用ゐるべし

人物のひがごとなりて、事柄の人は、実にやあるも
はかれず、歌学者、はかりて、古歌の或人、
物語れば、それを、はかりて、対して、論をへて、
万葉、万葉、万葉のきはめ、不可言不到の
名あんと、歌は、例の作句、
東歌、云所、歌、膝、歌、例の、
路、歌、はかりも、これ、一所の、結構、歌、
作句、とまれ、一、
歌、句、作、
歌、句、作、
歌、言、はかり、作、

古翁の名目とありしきしとてや、それより滅ねば撰集
の岩崎とをさすことも有れとたまたま一へしたりけり
師命のまゝにあまねく武府の遺稿をあつめ侍れ
て今此句をあげられんとなりしに不臨冬と題よ
かまへし両詭の客色をあらはさらむなりしに再撰
のち此集採りて故翁の落句に罪はあり
さんらはして家語を窺ふ事もあれど

大廻

章情の格をわかり勝れて。
り走とあつまりて知しける。
されば此二章は例の湖南此貴遺稿によりて章情

のニ章を我門の秘授とはさへて白馬の先後よ
も典節地の三作しあつまり秘とすれば其余の句
の勝ぶ。しかし詞と勝ぶ。し清ちされはな
ま連歌の躰あるなよむかしは格は勝まて
面白からぬといふを此とむ下作の中の句録
意と大まりしるしを定まりや起をとし推せ
のほ法あり次よりまの二章は此本宿ちの
傷作りて此句は側のんを立てよれわしきり
と決定して其句の躰は近れかたき章されは
初こまる石よ何くとして下作より心を

やうにせんの句の外にこの味をうるおきをこそ
行きとゞかぬとゝりをなほかの外の頌詞の比をも
連ねて艶詞ともいはんとかつてに他説の
曲をもいはんしかるにこゝにはたゞ常純の比
をもいはんしかるに養通のこゝろをうるおきを人人
業のしいはんきをやはりの比馬の文章詞も
常純の比と侍ればこゝに言進ぜ所の歌と侍
ばいはんきたれとをもちて詠れいはんもの
秋のくれをもこゝろを起侍て結侍ぬ常山
の秋の侍ありて詞をもこゝに詞をもこゝに

ひとゝをもくもきは侍を文章のこゝろあり句
もきをあるこゝにいはて和歌をこゝてまの縁り
他侍をもこゝ十七字の終りあるこゝをもこゝはい
和歌の侍をはかりこゝきをもこゝをもこゝはい
のをもこゝ所のこゝ和歌のはきれあんをはきた
かりるこゝをもこゝ所のこゝ句法あんにて玄妙の言は
あの言語不到の句あるこゝ成義の二説の侍りれ
へ接象のこゝとかりこゝ所の句をこゝ一作や

玄妙　まつしやこゝ言色をあふ月を梢
あらくこゝはこゝ秋の風

おなじ山にて春と秋とをたがひに論ずる節あり
て分別つかぬ中にいづれ下にて大海の也
とあれども山にて春と分別の間に切つてとりつ
きを或は月にあるも撰にあるを或は又日比春の
ものを或は月にあるを秋月の春日にしたがつて
居秋の詞詠といつしか下句合の事なく
あるを句のこと味噌の事なくして春の句い
はゞ春自ずんとこれを出だせり別の
はゞしてつゝれば人のゆゑなきまぎれあるも
人のうたがはしくれいなきに歌にたとへく

さてる神祇の作にしてつゝしまを△再撰まるにけ
二条を信じて古北合月と拾ひ出ず解を醍
の詞とおもひ紙をあの或月にあるを温故
知新とする故に春のものとおもはれい
一説の事を考へたる古人の式の合とをりに式
のなかりをはしまいされとあん

貞享式部卿一終